

属、はたるぶくろ属、だんどく属、やはずあさみ属、けいとろ属、やぐるまぎく属、きく属、さんじそう属、せんじんそう属、くさき属、コバエ属、さやばな属、さんしきひるが属、はるしやきく属、おおはるしや属、クハア属、シタラメン属、ちようせんあさみ属、おおるそう属、てんじくばたん属、かわらなでし属、シキタリス属、デイセルホテカ属、ちようちんばなのうせんかすら属、はなびしり属、てんにくきく属、ゲタルディヤ属、せんばんやり属、ひめはなしの属、おおいわきり属、せんいちそう属、いとでし属、ひまわり属、むきわらぎ属、きだちるり属、はなかんざし属、ふよう属、ほうせんか属、おくるま属、ひるが属、うらん属、みぞかくし属、せんろう属、かみつれ属、きりかすら属、メデイオラ属、みぞはおずき属、おしろいばな属、わすれなくさ属、アフリカうらん属、ネモフィラ属、たばこ属、くらたねそう属、ニクテリニア属、まつよいぐさ属、とけいそう属、てんじくあおい属、いわぶくろ属、しそ属、つくばねあさが属、はぜりそう属、くさきようちくとう属、ほうすき属、ポインセチヤ属、すべりひゆ属、きじむしろ属、さくらそう属、じしちゆうきく属、るこうそう属、もくせいそう属、とうごま属、いばら属、おおはんこんそう属、さるめんばな属、じやのめぎく属、さぼんそう属、まつむしそう属、むれごちよう属、さわぎく属、びらんじ属、まるばふじばか属、るりぎく属、うしのした属、せんじゆきく属、やはずかすら属、にとぎく属、うりくさ属、トラケリユム属、のうせんはれん属、くまつずら属、つるにちちそう属、すみれ属、アンペルボア属及びひやくにちそう属の植物

3 わけぎ及びにんにく並びにこれらの部分、種子及びりん茎
4 食用又は医薬用の野菜及びたまねぎ並びに球根類(ばれいしよを除く)、てんさい及び根菜類

5 ココヤしの種子であつて外皮を除いたもの

6 乾燥した果実、種子又はその部分であつて食用又は医薬用に供するもの。(例えば、落花生、穀物、粟、いんど、ちようじ、にくずく、かく果、こしよう及びいねもみ等)

7 はらたけ、もりはらたけ等のブサリオタ属の菌

二、検査に關し要求している事項

1 病菌又は害虫が附着してはならない。

2 ばらごむのき属の植物、その部分及び種子は、ドチデラ又はフイトフトラの被害のない母樹から採取したものでなくてはならない。なお、当該栽培地は、右の病菌の発生する園からばらごむのきを輸入したところのある土地であつてはならない。

3 ばれいしよ、ばれいしよがんしゆ病に、病したものであつてはならない。なお、当該栽培地及びその周囲五〇メートル以内の右の病菌が発生してはならない。

4 ねぎ属、オランダみつば属、あぶらな属、においあらせいとう属、ともしりそう属、とうなす属、わた属、まがりばな属、こせうそう属、リナリヤ属、うまこやし属、しながわはぎ属、いぬがらし属、いがまめ属、ラディクラ属、だいこん属及びしやじくそう属の植物の種子の場合、消毒すること。

三、輸入を禁止している植物等

あまの種子(農林水産大臣の特別許可証のあるものを除く)。

四、発給すべき証明書の様式及び数並びに発給に際して注意すべき事項

1 規則第十八号様式(英文)、原証明書一通

2 ばらごむのき属の植物、その部分及び種子の場合は、証明書の本文末尾に次の通り附記すること。

This is, further, to certify that these plant materials have been taken from plants free from *Dothidea uli* (*Fusicladium macrosporum*) and from *Phytophthora leaf-fall disease* (*Phytophthora toberii*, and *P. meadi*) and that the growing field in question is the land where none of the said plant materials has been directly imported from countries where these diseases occur.

3 ばれいしよの場合は、証明書の本文末尾に次の通り附記すること。

This is, further, to certify that these potatoes are free from wart disease (*Synchytrium endobioticum*, and that this disease does not occur in the field in which the potatoes in question were grown, nor within a radius of 500 meters therefrom.

4 消毒を行った場合は、証明書の本文末尾に次の通り附記すること。

This is, further, to certify that these plants materials have been properly disinfected by

別表スエーデンの部を次のように改める。

スエーデン

一、検査を必要とする植物の種類

生植物、その部分及び球根類。但し、左のものを除く。

1 養魚地用水生植物であつて地下部のないもの

2 細根及び根類であつて医薬用に供するもの

3 食用根であつてきざまれたもの及び乾燥したものの並びにマニオカ、アロールート及びギョウだいこん

4 キヤベツ、はなやさい、メロン、アスパラガス及びトマトであつて根又は地下部のないもの

二、検査に關し要求している事項

1 病菌又は害虫が附着してはならない。

2 当該栽培地及びその周囲二〇キロ以内のコロラド甲虫が発生したことがあつてはならない。

3 球根類及び地下部のあるもの場合は、当該栽培地及びその周囲五キロ以内にばれいしよがんしゆ病又はばれいしよ害虫が十年以内に発生したことがあつてはならない。

(注) はんのき、とねりこ、やまならし、しらかんば、かし、はりもみ、しなのき、からまつ、かえで、あめりかやまならし、まつ及びきゆう果並びにこれらの種子(花き植物類の種子を除く)については、農務省又は林業省の輸入許可証を必要とする。

三、輸入を禁止している植物

これ科の植物及びその部分

四、発給すべき証明書の様式及び数並びに発給に際して注意すべき事項

1 証明書は、左記様式とする。原証明書一通、写証明書二通

JAPANESE GOVERNMENT
PLANT QUARANTINE SERVICE

CERTIFICATE OF INSPECTION OF EXPORTING PLANTS

This is to certify (1) that the Plants included in this shipment, described below, were thoroughly inspected by....., a duly authorized official of the Plant Quarantine Service, on....., and were found to the best of his knowledge, to be free from dangerous insects and plant diseases; (2) that the said plants were not affected by the plant diseases, parasites, or destructive insects mentioned in the list issued by the Royal Swedish Board of Agriculture on April 3, 1936; and (3) that the Colorado beetle (*Leptinotarsa* (*Doryphora*) *decemlineata*) does not occur and has not occurred in the place where the said plants were grown, nor within 20 kilometers' radius from that place.

Date of Issue:
Kind and Quantity of Plant:
Number of Packages:
Distinguishing Marks and Number:
Locality where Grown:
Name and Address of Grower:
Means of Transportation:
Port of Landing:
Name and Address of Exporter:
Name and Address of Consignee:

●農林省告示第百四十九号

国の負担金及び補助金交付規則(昭和二十四年農林省令第四十一号)に基づき、森林組合再建整備対策補助金交付規程を次のように定める。
昭和二十六年十月二日

農林大臣 根本龍太郎

森林組合再建整備対策補助金交付規程

第一條 農林大臣は、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第十六條の規定に基づいて、森林組合の再建整備対策に要する経費に対し、この規程により補助金を都道府県に交付する。

第二條 前條に規定する経費は、左に掲げるものとする。

一 森林組合再建整備に要する都道府県事務費

二 森林組合特別指導員の委託に要する都道府県経費

2 前項の経費に対する補助率は、二分の一以内とする。

第三條 国の負担金及び補助金交付規則(以下「規則」という)第三條の規定に基づいて提出する補助金交付申請書の提出部数は、正副四部とし、そのそれぞれに左に掲げる書類を添えなければならない。

一 事業計画書

二 収支予算書

三 その他農林大臣が必要と認める書類

第四條 都道府県が前條に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとする場合には、あらかじめ農林大臣に届け出なければならない。

2 農林大臣は、前項の規定による届出があつた場合において必要がある

と認めるときは、届出事項について変更を指示することがある。

第五條 規則第七條の規定により提出すべき書類は、事業成績書及び収支決算書並びに農林大臣が必要と認めて提出を求めた書類がある場合にあってはその書類とする。

第六條 第三條各号に掲げる書類並びに前條の事業成績書及び収支決算書の様式は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和二十六年度分の補助金から適用する。

●運輸省告示第百四十一号

運輸審議会において次のとおり決定があつたので、運輸審議会一般規則(昭和二十四年運輸省令第七十五号)第十條の規定によつて、これを告示する。

昭和二十六年十月二日

運輸大臣 山崎 猛



(Signature)

Plant Quarantine Official
..... Animal and Plant Quarantine Station.

2 球根類及び地下部のある植物は、本文末尾に次のとおり附記する。
This is, further, to certify that the place where the said plants were grown is free from infection by wart diseases of potatoes (*Synchytrium endobioticum*) and potato eelworm (*Heterodera Shachtlii rostochiensis*) and that no discernible attack by these parasites occurs or has occurred during the last 10 years within a radius of not less than 5 kilometers from the place where the said plants were grown.
3 証明書は、発行の日附から十五日を経過してなお船積しないときは、無効となる。
4 証明書は、当該荷物が到着する以前に植物防疫所に到着するよう送付せらるる。
5 各包装には、証明書に記載された記号と番号を記載せらるる。
6 こめつずりまこやし、たちおらんだけんげ、あかつめくさ、しろつめくさ、かもがや、おにうしのけぐさ、ほそむぎ、ねずみむぎすずめのちやひき、チモシーグラス、せいようなたね、かぶ、にんじん、ふだんそう。まつ及びえぞまつ(*Pinus cembra* P. *cembra* var. *sibirica* を除く)の種子である場合は、その各包装の外側に *Utandakt frs* と明記せらるる。

名古屋港港務区域の認可について

標記の件につき運輸審議会に諮問中のところ、次のとおり答申があつた。

第百二十七号
昭和二十六年八月二十八日
運輸審議会会長 木村 隆規
運輸大臣 山崎 猛

答 申 書

名古屋港港務区域の認可について
名古屋港港務区域の認可について
昭和二十六年八月十五日付港管第一五三九号をもつて諮問にかかる名古屋港港務区域の認可申請については、審議の結果次のとおり答申する。

主 文

愛知県知事及び名古屋市長申請の左記予定港務区域は、これを認可すべきものと認める。

愛知県は明治二十九年港務修築工事に着手して以来水城施設、外かく施設、けい留施設及び荷さばき施設を設置し、名古屋港は明治三十八年新堀川、大正十三年中川運河の開さくに着手してこれを完成し、それぞれこれら施設の維持管理の費用を負担して現在に及んでいるのであるが、戦後の外国貿易の著しい出入増加に伴う港務施設の整備増強と将来一層の発展をはか

記

名古屋港西突堤燈台(北緯三十五度二分九秒東経百三十六度五十一分二十九秒)を中心として七千五百メートルの半径を有する円内の海面、荒子川樋門、山崎川忠治橋、大江川港東橋、天白川千鳥橋、堀川朝日橋、新堀川堀止及び庄内川一色大橋、各下流の河川水面並びに中川運河水面

理 由

愛知県は明治二十九年港務修築工事に着手して以来水城施設、外かく施設、けい留施設及び荷さばき施設を設置し、名古屋港は明治三十八年新堀川、大正十三年中川運河の開さくに着手してこれを完成し、それぞれこれら施設の維持管理の費用を負担して現在に及んでいるのであるが、戦後の外国貿易の著しい出入増加に伴う港務施設の整備増強と将来一層の発展をはか

愛知県は明治二十九年港務修築工事に着手して以来水城施設、外かく施設、けい留施設及び荷さばき施設を設置し、名古屋港は明治三十八年新堀川、大正十三年中川運河の開さくに着手してこれを完成し、それぞれこれら施設の維持管理の費用を負担して現在に及んでいるのであるが、戦後の外国貿易の著しい出入増加に伴う港務施設の整備増強と将来一層の発展をはか

愛知県は明治二十九年港務修築工事に着手して以来水城施設、外かく施設、けい留施設及び荷さばき施設を設置し、名古屋港は明治三十八年新堀川、大正十三年中川運河の開さくに着手してこれを完成し、それぞれこれら施設の維持管理の費用を負担して現在に及んでいるのであるが、戦後の外国貿易の著しい出入増加に伴う港務施設の整備増強と将来一層の発展をはか

愛知県は明治二十九年港務修築工事に着手して以来水城施設、外かく施設、けい留施設及び荷さばき施設を設置し、名古屋港は明治三十八年新堀川、大正十三年中川運河の開さくに着手してこれを完成し、それぞれこれら施設の維持管理の費用を負担して現在に及んでいるのであるが、戦後の外国貿易の著しい出入増加に伴う港務施設の整備増強と将来一層の発展をはか

愛知県は明治二十九年港務修築工事に着手して以来水城施設、外かく施設、けい留施設及び荷さばき施設を設置し、名古屋港は明治三十八年新堀川、大正十三年中川運河の開さくに着手してこれを完成し、それぞれこれら施設の維持管理の費用を負担して現在に及んでいるのであるが、戦後の外国貿易の著しい出入増加に伴う港務施設の整備増強と将来一層の発展をはか

愛知県は明治二十九年港務修築工事に着手して以来水城施設、外かく施設、けい留施設及び荷さばき施設を設置し、名古屋港は明治三十八年新堀川、大正十三年中川運河の開さくに着手してこれを完成し、それぞれこれら施設の維持管理の費用を負担して現在に及んでいるのであるが、戦後の外国貿易の著しい出入増加に伴う港務施設の整備増強と将来一層の発展をはか